

中小企業診断士の視点

第36回

外国人労働者は救世主となるのか

中小企業診断士 勝海 やすし
一社) 埼玉県中小企業診断協会

この4月に入国管理法が改正されました。目的は、新たな在留資格として「特定技能」を創設し、単純労働者としても外国人を受け入れ可能とすることにあります。これまで外国人労働者の主な受け皿であった「技能実習生」は、日本で技術を学ぶ立場であり、受け入れ側も教育を施さねばならない義務がありました。しかし、人手不足に苦しむ企業では、「技能実習生」を低賃金で働く手軽な労働力として扱うところも多く、過酷な条件下で職場放棄や逃亡などが生じ、社会問題化した例も出てきています。とはいえ、日本の生産労働人口の減少は待ったなしの状況。そこで政府は「技能実習生」制度の見直しを行う前に、外国人に出稼ぎ労働者としての入国を認める方向に舵を切ったのです。これにより、新たに34万人を受け入れるとしています。

それでは、募集をかければ彼等が次々と応募してくるのでしょうか。そう簡単な話ではありません。外国人労働者の生活や日本語上達の支援などを行う登録支援機関を経由するか、自社内にその機能を持っていると認定されなければ、派遣してもらえません。すなわち、教育を行える人的余裕がなければ無理ということです。社長自らも生産性として働き、ネコの手も借りたい状態の中小企業にはハードルが高いのです。ましてや日本人労働者でさえも定着率の低い企業では、外国人を雇用することなど無理な話だと言わざるを得ません。今回の法改正は人口減による労働力不足を補うためのものであり、定着率減による労働力不足まではカバーしてくれないのです。

しかしながら、人材雇用の難易度は増すばかりで、外国人労働者に頼らざるを得ない状況なのは間違いありません。それではどうしたら良いのでしょうか。受け入れる側が変わるしかありません。労働環境・福利厚生を整備し、従業員と十分なコミュニケーションを取れる環境を作る必要があります。一方で、今一度作業の棚卸しを行い、効率化を徹底させるとともに、自動化の機会点も探ってください。企業に余力を蓄えるのです。

その上で綿密な採用と育成計画を立て、外国人労働者といえども、単なる作業員としてではなく、将来を担う人財として受け入れ、育成する意欲を持って欲しいのです。それでこそ彼等も期待に応え、日本経済を救う貴重な戦力として稼働してくれるのではないのでしょうか。我々中小企業診断士は人材育成システムの構築を積極的に支援しています。新たな法改正を有効に活用しましょう。

【問い合わせ先】

埼玉県中小企業診断協会

ホームページ：<http://sai-smeca.com/>

電話：048-762-3350

Eメール：rmcsai@nifty.com